

業 務 報 告 書				
第 年度	〔	年	月	日から
		年	月	日まで
農業協同組合名				
所在地				

					年	月	日
殿							
農業協同組合名							
代表理事 氏名							
所在地							
年	月	日から	年	月	日	までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	

目 次

第1 事業概況書

- 1 組合の事業活動の概況に関する事項
 - (1) 事業の概況
 - (2) 財務・事業成績の推移
 - (3) 事業の経過
 - (4) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項
- 2 組合の運営組織の状況に関する事項
 - (1) 総会（又は総代会）の開催状況
 - (2) 組合員の状況
 - (3) 役員の状況
 - (4) 職員の状況
 - (5) 組織の構成
 - (6) 施設の設置状況
 - (7) 子会社等の状況
 - (8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

第2 貸借対照表

第3 損益計算書

第4 キャッシュ・フロー計算書

第5 注記表

第6 附属明細書

- 1 計算書類に関する事項
 - (1) 組合員資本
 - (2) 固定資産
 - (3) 外部出資

- (4) 引当金等
- (5) 子会社等との取引並びに子会社等に対する債権及び債務
- (6) 事業管理費
- (7) その他の重要な事項
- 2 事業概況書に関する事項
 - (1) 役員に対する報酬等
 - (2) 役員等の兼職等
 - (3) 役員との取引
 - (4) その他の重要な事項
- 第7 剰余金処分計算書
- 第8 損失金処理計算書
- 第9 部門別損益計算書
- 第10 事業別の明細
- 第11 単体自己資本比率の状況
- 第12 自己査定結果等の状況
 - 1 分類債権の状況
 - 2 要注意先債権等の内訳
 - 3 分類債権の引当・保全状況
 - 4 破産更生債権等の状況
 - 5 債務者区分別破産更生債権等の状況
 - 6 不良債権処分損の状況
- 第13 大口信用供与の状況
- 第14 自己資本の基準の状況
- 第15 員外利用の状況
 - 1 信用事業
 - 2 共済事業
 - 3 購買事業
 - 4 販売事業
- 第16 監査報告
(記載上の注意)
 - 1 業務報告書中計算書類に係る金額は、本支所勘定決済終了後の数字を記載すること。
 - 2 業務報告書の各様式(「第7 剰余金処分計算書」及び「第8 損失金処理計算書」を除く。)に記載する金額単位は千円とし、端数は切り捨て又は四捨五入するものとする。ただし、農業協同組合(以下業務報告書において「組合」という。)の資産総額が五百億円以上の場合にあっては、百万円単位とし、端数は切り捨て又は四捨五入とすることを妨げない。
 - 3 業務報告書に記載する構成比率等は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
 - 4 組合の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、業務報告書に掲げる

事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第1 事業概況書

第 年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 事業概況書

(記載上の注意)

- 1 該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。
- 2 各様式中の数値は、該当しない欄は「―」と、端数処理により正数を記載しない欄は「0」と記載すること。
- 3 各様式中「当期増加額（又は当期増加）」及び「当期減少額（又は当期減少）」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。
- 4 各様式中「准組合員」は法第16条第1項に規定する准組合員をいい、「正組合員」は准組合員以外の組合員（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下業務報告書において「農地中間管理事業法」という。）第26条第1項又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第7条第1項によりなお従前の例によることとされる旧基盤強化法（以下業務報告書において「旧基盤強化法」という。）第28条第1項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者を含む。）をいう。

1 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 事業の概況

(記載上の注意)

次に掲げる事項につき、簡潔にまとめて記載すること。

- (1) 農林水産業情勢及び金融経済環境その他の組合を取り巻く環境
- (2) 組合の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果
- (3) 当該事業年度における農業所得の増大に関する次に掲げる事項
 - イ 組合が農業所得の増大のため行うこととした具体的な取組内容及び数値目標を定めた方針
 - ロ イの方針に基づく当該事業年度における取組状況
- (4) 当該事業年度における組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する次に掲げる事項
 - イ 准組合員の意見等の把握に係る体制及び准組合員の事業の利用に関する方針
 - ロ イの方針に基づく当該事業年度における取組状況
- (5) 当該事業年度中に実施した臨時的な資金調達、大規模の設備投資、事業譲渡その他の重要事項がある場合にはその内容
- (6) 組合として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

(2) 財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	年度	年度	年度	年度 (当期)
財 務	事 業 利 益				
	経 常 利 益				
	当 期 剰 余 金				

	総 資 産				
	純 資 産				
	単体自己資本比率				
信用事業	貯 金				
	預 金				
	貸 出 金				
	有 価 証 券				
	国 債				
	そ の 他				
共済事業	長期共済保有高				
	短期共済新契約掛金				
購買事業	購買品供給・取扱高				
販売事業	販売品販売・取扱高				

(記載上の注意)

- 1 「単体自己資本比率」欄は、農業協同組合法（以下業務報告書において「法」という。）第11条の2第1項第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率を記載すること。
- 2 「長期共済保有高」欄は、保障金額（年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含む。）を記載すること。
- 3 「短期共済新契約掛金」欄は、掛金総額を記載すること。
- 4 当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。
- 5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、財務・事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3) 事業の経過

年 月 日	処 理 事 項

(記載上の注意)

- 1 当期における重要事項について、時の経過に従いその概要を記載すること。
- 2 記載事項は、少なくとも次の事項にふれること。
 - (1) 総会（又は総代会）、経営管理委員会、理事会、監事会
 - (2) 監事の監査、行政庁の検査、会計監査人の監査
 - (3) 協力組織の活動
 - (4) その他重要行事
- (4) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

(記載上の注意)

項目を掲げて記載すること。

2 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総会（又は総代会）の開催状況

イ 通常総会（又は通常総代会）

年 月 日開催

総会日現在正組合員数（又は総代会日現在総代数）		組合員数
出席正組合員数 （又は出席総代数）	実際に出席した正組合員 （又は実際に出席した総代）	
	代理人	
	書面	
	電磁的方法	
	計	
出席准組合員数		
重要な議事及び決議事項		

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない組合にあつては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

ロ 臨時総会（又は臨時総代会）

年 月 日開催

総会日現在正組合員数（又は総代会日現在総代数）		組合員数
出席正組合員数 （又は出席総代数）	実際に出席した正組合員 （又は実際に出席した総代）	
	代理人	
	書面	
	電磁的方法	
	計	
出席准組合員数		
重要な議事及び決議事項		

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない組合にあつては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

(2) 組合員の状況

イ 組合員数

（単位：組合員数）

資格区分		前期末	当期加入	当期脱退					当期末
				持分全部の譲渡	資格喪失	死亡又は解散	除名	合計	
正組合員	個人 （うち女性）	（ ）	（ ）					（ ）	（ ）
	うち組合員たる地位を失わない者								

	法	農事組合法人							
	人	その他の法人							
	計								
准 組 合 員	個	人	()	()				()	()
	農 業 協 同 組 合								
	農 事 組 合 法 人								
	そ の 他 の 団 体								
	計								
合 計									
摘要：当期末正組合員戸数 戸									
当期末准組合員戸数 戸									
当期の組合員資格確認日 年 月 日									
当期の組合員資格確認方法									

(記載上の注意)

- 1 「うち組合員たる地位を失わない者」欄は、農地中間管理事業法第26条第1項又は旧基盤強化法第28条第1項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者の数を記載すること。
- 2 「摘要」欄の「当期末正組合員戸数」及び「当期末准組合員戸数」は、正組合員たる個人又は准組合員たる個人のいる戸数を記載し、法人、組合、団体等の数は含めないこと。
- 3 「摘要」欄の「当期末正組合員戸数」及び「当期末准組合員戸数」は、一戸に正組合員と准組合員の両方が含まれる場合は、正組合員戸数のみに計上すること。
- 4 「摘要」欄の「当期組合員資格確認方法」は、具体的に記載すること。

ロ 出資口数

(単位：口)

資 格 区 分			前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
正 組 合 員	個	人	()	()	()	()
	法 人	農 事 組 合 法 人	()	()	()	()
		そ の 他 の 法 人	()	()	()	()
	計		()	()	()	()
			()	()	()	()
准 組 合 員	個	人	()	()	()	()
	農 業 協 同 組 合		()	()	()	()
	農 事 組 合 法 人		()	()	()	()

	そ の 他 の 団 体	()	()	()	()
	計	()	()	()	()
処 分 未 済 持 分		()	()	()	()
合 計		()	()	()	()
摘要：1 () 内は後配出資であり内数である。 2 出資 1 口金額 円 3 当期末払込済出資総額 円 4 1 正組合員当たり出資金額 円 5 1 組合員の持口最高限度 口 6 後配出資の概要 (1) 目的 (2) 劣後する内容、条件等					

(記載上の注意)

- 複数の後配出資がある場合には、その種類ごとに概要を記載し、後配出資の受入れがない組合にあっては、後配出資に関する事項を削除すること。
- 優先出資の受入れがある組合にあっては、普通出資とは別に記入枠を設けて記載すること。この場合、優先出資 1 口の金額、優先出資の総口数の最高限度及び発行済優先出資の総口数を摘要欄を設けて記載すること。

(3) 役員の状況

イ 役員数

(単位：人)

区 分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める役員の定数
経 営 管 理 委 員 (うち女性)	()	()	()	()	
理 事 (うち常勤) (うち女性)	() ()	() ()	() ()	() ()	
監 事 (うち常勤) (うち女性)	() ()	() ()	() ()	() ()	
合 計 (うち女性)	()	()	()	()	

(記載上の注意)

- 法第30条の2第1項の経営管理委員会制度を導入していない組合にあっては、「経営管理委員」欄を除いて記載すること。
- 「うち常勤」欄及び「うち女性」欄は、経営管理委員、理事、監事及び合計の区

分におけるそれぞれの常勤の者の数及び女性の数を記載すること。

ロ 当期末現在の役員

区 分		氏 名	就 任 年月日	任 期 満 了 年月日	摘 要
役 職 名	常勤・非 常勤の別				
経 営 管 理 委 員 会 会 長					
経 営 管 理 委 員 会 副 会 長					
経 営 管 理 委 員					
・					
理 事 長					
専 務 理 事					
・					
常 務 理 事					
・					
理 事					
・					
監 事					
・					

(記載上の注意)

- 1 法第30条の2第1項の経営管理委員会制度を導入していない組合にあっては、「理事長」を「組合長」に改め、「経営管理委員会会長」、「経営管理委員会副会長」及び「経営管理委員」欄を除いて記載すること。なお、「役職名」欄は、該当するものがない場合は当該欄を除いて記載すること。
- 2 第76条の2第1項第1号から第4号までのいずれか又は同条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は、その旨を欄外に記載すること。
- 3 「摘要」欄は、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第30条第3項の信用事業を担当する専任の理事、同条第14項の員外監事、同条第15項の常勤監事である場合にはその旨
 - (2) 職員と兼務している理事はその旨及び職員としての職制上の地位
 - (3) 各理事が担当している部門
 - (4) 重要な兼職の状況（第6附属明細書2(2)「役員等の兼職等」と重複する者については、記載を省略することができる。）
 - (5) 次のいずれにも該当する者が経営管理委員又は理事（経営管理委員を置く組合の理事を除く。）である場合にはその旨
 - イ 組合員（准組合員を除く。ロにおいて同じ。）でない個人
 - ロ 組合員たる法人の役員でない者
 - (6) 認定農業者（法人にあっては、その役員）である場合にはその旨
 - (7) 農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者である場合にはその旨（「実践的能力者」と記載）

(8) 第76条の2第1項第1号から第4号までのいずれか又は同条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する組合においては、同条第1項第1号イからリまでに掲げる者に該当する場合にはその旨

(9) 女性である場合にはその旨

(10) その他の特記事項

4 期末現在においてなお役員の権利義務を有する者についても記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。

5 当期中に退任（解任を含む。）があった役員についても表の末尾に記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。

6 第139条第3号ホからチまでの補償契約及び役員賠償責任保険契約に係る事項は欄外に記載すること。

(4) 職員の状況

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
参 事				
一 般 職 員				
営 農 指 導 員				
生 活 指 導 員				
合 計				
うち常勤嘱託				
平 均 年 齢	歳 月			歳 月
平 均 勤 続 年 数	年 月			年 月
平 均 年 間 給 与	千円			千円

(記載上の注意)

1 職員は、職員兼役員、出向者、休職者及び常勤嘱託（正職員に準ずる身分（労働条件）で、概ね1年以上継続して雇用している者）を含み、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を除いた在籍者について記載すること。

2 出向者がいる場合には、その人数を内数で括弧書きすること。

3 当期末退職者数は、「当期減少」欄に含めて記載すること。

4 「営農指導員」欄は、主として生産出荷についての技術指導、農家の経営指導等の業務に従事する職員、「生活指導員」欄は、主として農家の衣食住の改善、家政等の指導業務に従事する職員について記載すること。

5 「平均年齢」、「平均勤続年数」及び「平均年間給与」欄は、常勤嘱託を除いた値を記載すること。

6 「平均年間給与」欄は、賞与等を含めて記載すること。

(5) 組織の構成

イ 組合の機構

(記載上の注意)

組合の機構等を分かり易く示すこと。

ロ 組合員組織

組 織 名	構 成 員 数
	名

(6) 施設の設置状況

イ 組合の施設の状況

種 別	名 称	構造及び面積等	所 在 地	職 員 数	摘 要
合 計			箇所	人	

(記載上の注意)

- 主たる施設について、事務所、集荷所、選果所、農業倉庫、資材倉庫等の建築物（当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者（法第92条の3第2項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）及び共済代理店を除く。）を記載すること。
- 当期中の異動があった施設、国庫補助金等により取得した施設等がある場合はその旨を「摘要」欄に記載すること。

ロ 特定信用事業代理業者等の状況

① 特定信用事業代理業者の一覧

商号、名称又は氏名	主たる営業所又は事務所の所在地	特定信用事業代理業以外の主要業務

(記載上の注意)

当事業年度末時点における当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者を記載すること。

② 当事業年度の特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の開設・廃止状況

特定信用事業代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

③ 組合が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

(記載上の注意)

当該組合が銀行代理業等（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和28年法律第227号）第89条の3第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年第183号）第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載すること。

ハ 共済事業の委託施設の状況

① 代理業者数の推移

項 目	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
共 済 代 理 店 数				

② 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店			

(7) 子会社等の状況

イ 子会社等の概況

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	施設の概要	設立年月日	当組合の議決権比率	当組合及び他の子会社等の議決権比率	他の組合の議決権比率	役員数 (うち組合出身の者の数)	職員数 (うち組合出身の者の数)
						%	%	%	人 ()	人 ()

(記載上の注意)

- 1 子会社等（法第54条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下業務報告書において同じ。）について、子会社（法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。以下業務報告書において同じ。）、子法人等（第203条第1号に規定する子法人等であるもの（法第11条の2第2項に規定する子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（第203条第2号に規定する関連法人等であるものをいう。）に分けて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等についてはその数のみを記載することに止めることができる。
- 2 役員数及び職員数のうち「組合出身の者の数」は、組合の役員若しくは職員である者又はこれらであった者の数を記載すること。

ロ 子会社等の財産及び損益の状況

(単位：千円)

子会社等の名称				
連結対象				
財産状態	資産計			
	うち当組合に対する債権			
	負債計			
	うち当組合に対する債務			
	純資産計			
	うち資本金			
損益状況	当期売上高			
	経常利益			
	当期純利益			
剰余金の配当状況	配当額			

(記載上の注意)

1 重要な子会社等について、直近の財産及び損益の状況を記載し、計算書類を別途添付すること。

2 「連結対象」欄は、連結範囲の法人であれば「全部連結法人」と、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人は「持分法適用法人」と、連結財務諸表に計上されない法人は「非連結法人」とそれぞれ記載すること。

(8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

(記載上の注意)

項目を掲げて記載すること。

第2 貸借対照表

別紙様式第一号の二(一)と同様とする。

第3 損益計算書

別紙様式第一号の二(二)と同様とする。

第4 キャッシュ・フロー計算書

第 年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ キャッシュ・フロー計算書

[直接法により表示する場合]

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 信用事業活動によるキャッシュ・フロー	
貸出金回収による収入	
預金払出による収入	
貯金払出による支出	
借入れによる収入	

貸出金利息収入 貯金利息支出	
(2) 共済事業活動によるキャッシュ・フロー 共済資金による収入 共済資金による支出 共済推進費の支出 共済保全費の支出 共済雑費の支出 共済貸付金利息収入 共済借入金利息支出	
(3) 経済事業活動によるキャッシュ・フロー 購買事業収入 販売事業収入 購買品等の仕入れによる支出	
(4) その他のキャッシュ・フロー 人件費及び業務費の支出 事業分量配当金の支払額	
小 計	
雑利息及び出資配当金の受取額 雑利息の支払額 法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 固定資産の取得による支出 固定資産の売却による収入 外部出資による支出 外部出資の売却等による収入	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー 設備借入れによる収入 設備借入金の返済による支出	

出資の増額による収入 出資の払戻しによる支出 持分の取得による支出 出資配当金の支払額	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6 現金及び現金同等物の期首残高	
7 現金及び現金同等物の期末残高	

[間接法により表示する場合]

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期利益（又は税引前当期損失） 減価償却費 減損損失 貸倒引当金の増減額（△は減少） 賞与引当金の増減額（△は減少） 退職給付引当金の増減額（△は減少） その他引当金等の増減額（△は減少） 信用事業資金運用収益 信用事業資金調達費用 共済貸付金利息 共済借入金利息 受取雑利息及び受取出資配当金 支払雑利息 有価証券関係損益（△は益） 固定資産売却損益（△は益） 外部出資関係損益（△は益） (信用事業活動による資産及び負債の増減) 貸出金の純増（△）減 預金の純増（△）減 貯金の純増減（△） 信用事業借入金の純増減（△） (共済事業活動による資産及び負債の増減) 共済貸付金の純増（△）減	

共済借入金の純増減（△） 共済資金の純増減（△） （経済事業活動による資産及び負債の増減） 受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減 経済受託債権の純増（△）減 棚卸資産の純増（△）減 支払手形及び経済事業未払金の純増減（△） 経済受託債務の純増減（△） （その他の資産及び負債の増減） 信用事業資金運用による収入 信用事業資金調達による支出 共済貸付金利息による収入 共済借入金利息による支出 事業分量配当金の支払額 	
小 計	
雑利息及び出資配当金の受取額 雑利息の支払額 法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 固定資産の取得による支出 固定資産の売却による収入 外部出資による支出 外部出資の売却等による収入 	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー 設備借入れによる収入 設備借入金の返済による支出 出資の増額による収入	

出資の払戻しによる支出 持分の取得による支出 出資配当金の支払額	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6 現金及び現金同等物の期首残高	
7 現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には、作成を要しない。
- 2 法令等に基づき、又は組合のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

第5 注記表

（記載上の注意）

以下の事項につき、一覧できるよう記載すること。

項 目	注 記 事 項
継続組合の前提に関する注記	第4章第3節第5款に規定する事項について記載すること。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
会計方針の変更に関する注記	
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
会計上の見積りの変更に関する注記	
誤謬 ^{びゅう} の訂正に関する注記	
貸借対照表に関する注記	
損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
合併に関する注記	

新設分割に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
その他の注記	
持分法損益等に関する注記	関連法人等（損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連法人等を除外することができる。）に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額について記載すること（連結計算書類を作成する組合は、記載を要しない。）。
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

第6 附属明細書

第 年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 附属明細書

（記載上の注意）

- 1 該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。
- 2 各様式中の数値は、該当しない欄は「－」と、端数処理により正数を記載しない欄は「0」と記載すること。
- 3 各様式中、「当期増加額」及び「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

1 計算書類に関する事項

(1) 組合員資本

（単位：千円）

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金				
うち後配出資金				
資 本 準 備 金				
利 益 剰 余 金				
利 益 準 備 金				
そ の 他 利 益 剰 余 金				
〇 〇 積 立 金				
〇 〇 積 立 金				
当 期 未 処 分 剰 余 金 （又は当期末処理損失金）				
処 分 未 済 持 分				

合	計				
---	---	--	--	--	--

(記載上の注意)

- 1 当期中に重要な増減があった場合は、その理由を注記すること。
- 2 目的積立金の積立目的、積立目標額、積立基準等を簡潔に注記するか又は当該事項が分かる資料を別途添付すること。
- 3 後配出資金の受入れのない組合にあっては、後配出資金に関する事項を削除すること。
- 4 優先出資金を受入れている組合にあっては、「うち後配出資金」欄の下に欄を設けて記載すること。

(2) 固定資産

(単位：千円、%)

種 類		当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高	当 期 償 却 額	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有 形 固 定 資 産	建 物							
	構 築 物							
	機 械 装 置							
	車 両 運 搬 具							
	工 具 器 具 備 品							
	土 地							
	リ ー ス 資 産							
	建 設 仮 勘 定							
	計							
無 形 固 定 資 産	ソ フ ト ウ ェ ア							
	リ ー ス 資 産							
	計							
合 計								

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。
 - (1) 合併、新設分割、事業譲渡、贈与、災害による破棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額
 - (2) 上記(1)以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額
 - (3) 当期中に特別の理由により取得原価の修正が行われた場合は、その旨、理由及び当該増減額
- 2 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。ただし、減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。
- 3 「償却累計率」欄は、取得原価に対する償却累計額の割合を記載すること。

- 4 「種類」欄は、該当しないものは削除するとともに、金額的重要性の乏しいものは一括して記載することができる。

(3) 外部出資

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資					
	計				
系統外出資	株 式				
	その 他	農業信用基金協会			
	計				
子会社等出資	株 式				
	その 他				
	計				
合 計					

(記載上の注意)

- 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の貸借対照表価額（外部出資等損失引当金を計上している場合にあっては、当該金額を控除する前の額）によって記載すること。
- 重要でないものについては、一括して記載することができる。

(4) 引当金等

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金					
一 般 貸 倒 引 当 金					
うち 信用 事業					
うち 共 済 事業					
うち 購 買 事業					
うち ○ ○ 事業					
個 別 貸 倒 引 当 金					
うち 信用 事業					
うち 共 済 事業					
うち 購 買 事業					
うち ○ ○ 事業					
外部出資等損失引当金					
賞 与 引 当 金					

退職給付引当金					
役員退職慰労引当金					
金融商品取引責任準備金					
合 計					

(記載上の注意)

1 「当期減少額」欄のうち、「その他」欄は、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を注記すること。

2 「種類」欄は、該当しないものは削除することができる。

(5) 子会社等との取引並びに子会社等に対する債権及び債務

イ 子会社等との取引

(単位：千円)

会 社 名	取引内容	収益総額	費用総額	摘 要
	うち信用事業 うち共済事業 うち購買事業 うち販売事業 うち〇〇事業			
	計			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

1 子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては、一括して記載することができる。

2 「取引内容」欄は、事業区分ごとに計数を記載し、「摘要」欄に主要取引科目等を記載すること。ただし、金額的重要性の乏しいものについては「その他事業」として一括して記載することができる。

ロ 子会社等に対する債権及び債務

(単位：千円)

会 社 名	取引内容	債 権			債 務		
		当期首 残 高	当期末 残 高	当 期 増 減 (△) 額	前期末 残 高	当期末 残 高	当 期 増 減 (△) 額
	計						
	計						
合 計							

(記載上の注意)

1 子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては、一括して記載することができる。

- 2 「取引内容」欄は、貸出金、事業未収金等債権、債務の内容が正確にわかるよう記載すること。ただし、金額的重要性の乏しいものについては「その他取引」として一括して記載することができる。
- 3 債務保証を行っている場合は、「債権」欄に見返額を記載すること。
- 4 共済事業に係る債務については、支払額の確定していない共済金等を除くこと。
- 5 重要な貸付金又は借入金等で、特別な回収又は返済条件（期限、利率等）のものがある場合には、その内容を注記すること。
- 6 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

(6) 事業管理費

(単位：千円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役 員 報 酬 給 料 手 当 うち賞与引当金繰入額 福 利 厚 生 費 退 職 給 付 費 用 役員退職慰労引当金繰入額 ・ ・ ・ 計	
業 務 費	会 議 費 接 待 交 際 費 宣 伝 広 告 費 通 信 費 印 刷 ・ 消 耗 備 品 費 図 書 ・ 研 修 費 事 務 委 託 費 旅 費 ・ ・ ・ 計	
諸 税 負 担 金	租 税 公 課 支 払 賦 課 金 分 担 金 ・ ・ ・ 計	
施 設 費	減 価 償 却 費 保 守 修 繕 費 保 険 陰 料 水 道 光 熱 費 賃 借 料 消 耗 備 品 費	

	車 施 ・ 設 ・ 管 ・ 理 ・ 費 ・ 計	
その他事業管理費		
合	計	

(記載上の注意)

1 「給料手当」は、目的使用による賞与引当金戻入額を控除し、賞与引当金繰入額を加算した額を記載すること。

2 「福利厚生費」は、法定福利費と厚生費の金額を合計して記載すること。

(7) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足する重要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2 事業概況書に関する事項

(1) 役員に対する報酬等

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総会（又は総代会）で定められた報酬等限度額
経 営 管 理 委 員		
理 事		
監 事		
合 計		

(記載上の注意)

1 法第30条の2第1項の経営管理委員会制度を導入していない組合にあっては、「経営管理委員」欄を除いて記載すること。

2 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

3 報酬以外の金額については、その金額を「当期中の報酬等支払額」欄に括弧内書すること。

4 経営管理委員、理事及び監事に対する役員退職慰労金は、欄外に経営管理委員、理事及び監事とを区分してそれぞれの金額を記載すること。

(2) 役員等の兼職等

区 分			氏 名	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
役 職 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			

(記載上の注意)

組合を代表する理事、法第30条の2第5項の経営管理委員設置組合の理事並びに組

合の常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載することを妨げない。

(3) 役員との取引

(単位：千円)

役職名・氏名	取引内容及び金額			摘要
	取引の種類	取引金額		
		当期取引額		
		当期首残高		
		当期末残高		
		当期増減（△）額		

(記載上の注意)

- 1 経営管理委員、理事又は監事との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で組合と経営管理委員、理事又は監事との利益が相反するものについて記載すること。
- 2 総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金の額を超えないものに限る。）、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引は除いて記載すること。
- 3 「取引の種類」欄は、貸付金、未収金及び未払金等債権・債務の内容が正確にわかるよう記載すること。
- 4 「当期取引額」欄は、当期発生した取引額を記載すること。
- 5 取引により発生した債権又は債務につき、期末に残高がある場合には、「当期首残高」、「当期末残高」及び「当期増減（△）額」欄について記載すること。
- 6 期末に債権及び債務の残高がない場合には、「当期首残高」、「当期末残高」及び「当期増減（△）額」欄は除いて記載すること。
- 7 債務保証、手形裏書を行っている場合は、「取引金額」欄に見返額を記載すること。
- 8 経営管理委員、理事又は監事が第三者のためにする取引及び第三者との間の取引で組合と経営管理委員、理事又は監事との利益が相反するものについては、当該経営管理委員、理事又は監事の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行を改めて記載すること。また、当該経営管理委員、理事又は監事と当該第三者との関係を「摘要」欄に記載すること。
- 9 重要な増減がある場合は、その理由を「摘要」欄に記載すること。

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他事業概況書の内容を補足する重要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

第7 剰余金処分計算書

第 年度（ 年 月 日）剰余金処分計算書

(単位：円)

科	目	金	額
1	当期末処分剰余金		
2	任意積立金取崩額		
	・ ・ ・		
	計		
3	剰余金処分別		
	(1) 利益準備金		
	(2) 任意積立金		
	〇〇積立金		
	・ ・ ・		
	(3) 出資配当金		
	普通出資に対する配当金		
	後配出資に対する配当金		
	(4) 事業分量配当金		
4	次期繰越剰余金		

(記載上の注意)

- 1 目的積立金の目的外の取崩金額は、任意積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 2 目的積立金の積立目的、積立目標額、積立基準等を注記すること。ただし、他の適当な箇所に記載した場合は、その旨を注記し、記載を省略することができる。
- 3 出資配当については、配当率を出資の種類ごとに注記すること。
- 4 優先出資の配当のある組合にあっては、出資配当金の内訳として「優先出資に対する配当金」を記載すること。
- 5 事業分量配当の基準を注記すること。
- 6 次期繰越剰余金に含まれる法第51条第7項に規定する営農指導・生活文化改善事業の費用に充てるための繰越額（いわゆる教育情報繰越金）を注記すること。

第8 損失金処理計算書

第 年度（ 年 月 日）損失金処理計算書

(単位：円)

科	目	金	額
1	当期末処理損失金		
2	損失金処理額		
	(1) 任意積立金取崩額		
	〇〇積立金取崩額		
	・ ・ ・		
	(2) 利益準備金取崩額		
	(3) 資本準備金取崩額		
3	次期繰越損失金		

第9 部門別損益計算書

別紙様式第一号の二(三)と同様とする。ただし、次の事項を付記すること。

1 予算統制の状況

(単位：千円)

区 分	当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差引 (c - d)
事業管理費					
営農指導事業	収入 a				
	支出 b				
	差引 (a-b)				

2 専属事業損益の内訳

(単位：千円)

区 分	信 用 業 事 業	共 済 業 事 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指 導 事 業
経 常 利 益 a (=⑬)					
減 価 償 却 費 b (=⑤-⑦)					
共通管理費等 c (=⑥-⑩+⑫)					
専 属 事 業 損 益 a + b + c					

第10 事業別の明細

イ 信用事業

① 貯金等

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
要 求 払 貯 金	当 座 貯 金			
	うち決済用貯金(A)			
	普 通 貯 金			
	うち決済用貯金(B)			
	貯 蓄 貯 金			
	通 知 貯 金			
	別 段 貯 金			
	うち決済用貯金(C)			
	計			
	うち決済用貯金 (A + B + C)			

定期性貯金	定期貯金				
	定期積金				
	計				
合 計					
譲渡性貯金					
預り先	組 合 員				
	うち同一世帯に属する者				
	うち非営利法人				
	うち地方公共団体				
	組 合 員 以 外				

(記載上の注意)

- 1 「うち決済用貯金」欄は、農水産業協同組合貯金保険法第51条の2第1項に規定する決済用貯金について記載すること。
- 2 外貨貯金及び非居住者円貯金の取扱いがある場合には、「定期性貯金」欄の次にそれぞれ欄を設けて記載すること。
- 3 「組合員」欄は、法第10条第22項の規定により組合員とみなされる者から受け入れた貯金等を含めた額を記載すること。

② 信用事業借入金

(単位：千円)

種 類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
手 形 借 入 金					
証 書 借 入 金					
当 座 借 越					
合 計					
借入先	株式会社日本政策金融公庫				
	信用農業協同組合連合会（農林中央金庫）				

③ 貸出金

(単位：千円)

種 類			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸 出 金	貸 付 金	手 形 貸 付 金				
		証 書 貸 付 金				
		当 座 貸 越				
		計				
		うち農業近代化資金				
		うち株式会社日本政策金融公庫資金				
	割 引 手 形					
	合 計					
貸 出 先	組 合 員					
	うち同一世帯に属する者の貯金担保貸付					
	うち非営利法人（地方公共団体を除く。）の貯金担保貸付					
	組 合 員 以 外					
	地 方 公 共 団 体					
	地 方 公 社 等					
	金 融 機 関					
	そ の 他					
	合 計					

(記載上の注意)

- 「組合員」欄は、法第10条第22項の規定により組合員とみなされる者への貸出金の額を含めた額を記載すること。
- 「地方公社等」欄は、法第10条第20項第1号及び第2号の規定による貸付けの額を記載すること。
- 金融機関への貸出金には、コールローン及び買入手形を含まない。

④ 預金

(単位：千円)

種 類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 預 金	当 座 預 金				
	普 通 預 金				
	通 知 預 金				
	別 段 預 金				
	為 替 決 済 預 金				

	定 期 預 金				
	計				
系 統 外 預 金					
譲 渡 性 預 金					
合 計					

(記載上の注意)

「系統預金」欄は、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農林中央金庫への預金について記載し、それ以外は「系統外預金」欄に記載すること。

⑤ 買入金銭債権

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
コマーシャル・ペーパー				
抵 当 証 券				
合 計				

(記載上の注意)

譲渡性預金証書は、上記「④ 預金」の「譲渡性預金」欄に記載すること。

⑥ 金銭の信託

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
合 計				

(記載上の注意)

- 1 農業協同組合法施行令（以下業務報告書において「令」という。）第32条第1項に規定する特定農業協同組合であるか否かを欄外に記載すること。
- 2 特定農業協同組合でない場合は、表題の「⑥ 金銭の信託」を「⑥ 金銭信託」とすること。

⑦ 有価証券

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
国 債				
地 方 債				
政 府 保 証 債				
金 融 債				
短 期 社 債				
社 債				
(銀 行 社 債)	()	()	()	()
(特 別 法 人 債)	()	()	()	()

外 国 証 券				
株 式				
受 益 証 券				
投 資 証 券				
合 計				

(記載上の注意)

- 1 「(銀行社債)」欄は、令第32条第1項第2号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以外のものについて記載すること。
- 2 「(特別法人債)」欄は、令第32条第1項第3号に規定する債券について記載すること。
- 3 「社債」欄は、令第32条第3項第3号に規定する債券及び上記1及び2の債券の合計額を記載すること。

⑧ 商品有価証券

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
商 品 国 債				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
合 計				

⑨ 国債等の売買の媒介等業務実績

(単位：千円)

種 類	前期取扱高	当期取扱高	当期増減(△)額
国 債 証 券 先 物 取 引			
合 計			

⑩ 国債等の窓口販売業務実績

(単位：千円)

種 類	前期販売高	当期販売高	当期増減(△)額
国 債			
合 計			

⑪ 債務保証

(単位：件、千円)

区 分	組 合 員		組合員以外	
	件 数	金 額	件 数	金 額

(1) 貯金・定期積金を担保に徴して行われる保証				
(2) 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証				
(3) 国税の徴収猶予・延納の担保又は国・政府関係機関との取引上の担保として行われる保証				
(4) 外国為替取引に伴って行われる保証又は手形の引受け				
(5) その他の保証				
合 計				

(記載上の注意)

(4)欄は、外国為替業務を実施している組合のみ記載すること。

⑫ 受託貸付金

(単位：千円)

受 託 先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
合 計				

⑬ 内国為替

(単位：千件、千円)

種 類	仕 向		被 仕 向	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送 金 ・ 振 込 為 替				
代 金 取 立 為 替				
雑 為 替				
合 計				

⑭ 外国為替

(単位：件、千ドル)

通 貨 別	仕向為替				被仕向為替			
	売渡為替		買入為替		支払為替		取立為替	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
円 建								
外 貨 建								
合 計								

(記載上の注意)

全ての対利用者外国為替取引について記載することとし、他の金融機関からの依頼に係る対利用者取引をも含めて記載すること。

ロ 共済事業

① 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		当期首 保有高		当 期 増加高		うち新 契約高		満期等 減少高		当期末 保有高		共済 付加 収入
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
生 命 系	〇 〇 共 済											
	〇 〇 共 済											
建 物 系	〇 〇 共 済											
	〇 〇 共 済											
合 計												

(記載上の注意)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。)) を記載すること。

② 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	当期首 保有高		当 期 増加高		うち新契約高		満期等 減少高		当期末 保有高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
〇 〇 共 済										
〇 〇 共 済										
合 計										

(記載上の注意)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載すること。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載すること。

③ 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	当期首 保有高		当 期 増加高		うち新契約高		満期等 減少高		当期末 保有高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
〇 〇 共 済										
〇 〇 共 済										

(記載上の注意)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載すること。

④ 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	当期首 保有高		当 期 増加高		うち新契約高		満期等 減少高		当期末 保有高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前										
年 金 開 始 後										
合 計										

(記載上の注意)

「金額」欄は、年金年額について記載すること。

⑤ 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額	掛 金	共済付加収入
〇 〇 共 済				
〇 〇 共 済				
合 計				

(記載上の注意)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載すること。

ハ 購買事業

	日用保健雑貨									
	家庭燃料									
	その他									
	計									
合	計									

(記載上の注意)

- 1 組合の実情に応じ「種類」欄を細分化して記載すること。
- 2 「うち系統利用高」欄は、農業協同組合及び農業協同組合連合会からの受入額について記載すること。

ニ 販売事業

① 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	当期受入高 (A)	当期手数料 (B)	当期取扱高(A+B)		摘要
				うち系統 利 用 高	
米					
麦					
豆 ・ 雑 穀					
野 菜					
果 実					
花 き ・ 花 木					
畜 産 物					
林 産 物					
そ の 他					
合 計					

(記載上の注意)

- 1 組合の実情に応じ「種類」欄を細分化して記載すること。
- 2 「うち系統利用高」欄は、農業協同組合及び農業協同組合連合会への販売額について記載すること。
- 3 主な取扱品目の当期取扱数量を「摘要」欄に記載すること。

② 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	当期首 繰越高 (A)	当 期 受入高 (B)	当期末 棚卸高 (C)	当期販売 原価 (D = A + B - C)	当期販売高 (E)		当 期 粗収益 (F = E - D)	摘要
						うち系統 利 用 高		

合	計							

(記載上の注意)

- 1 「種類」欄は、主要品目別について区分して記載すること。
- 2 「うち系統利用高」欄は、農業協同組合及び農業協同組合連合会への販売額について記載すること。
- 3 主な販売品目の当期販売数量を「摘要」欄に記載すること。

ホ 保管事業

(単位：千円)

項 目		金 額
収 益	保 管 料	
	荷 役 料	
	そ の 他 の 収 益	
	計	
費 用	倉 庫 材 料 費	
	倉 庫 労 務 費	
	そ の 他 の 費 用	
	計	
差 引		

へ 指導事業

(単位：千円)

項 目		金 額
収 入	賦 課 金	
	計	
支 出		
	計	
差 引		

ト 農業経営事業

	種 類	経 営 規 模 (単位：ha、頭等)	当 期 販 売 高 (単位：千円)
法第十一条の五十第一項第一号の事業	稲作		
	麦作		
			

	合 計		
法第十一条の五十第一項第二号の事業	肉用牛の肥育		
			
	合 計		

(記載上の注意)

- 1 組合の実情に応じ「種類」欄を細分化して記載すること。
- 2 「経営規模」欄は、種類に応じ、適切な単位を記載すること。
- 3 第6附属明細書（記載上の注意）1の規定にかかわらず、農業経営事業に関する定款の定めのない組合にあっては、本項目を削除することを妨げない。

チ その他の事業

(記載上の注意)

イからトまでの事業のほか、加工、利用等の事業があれば、その事業実績（取扱高・損益等）を事業の種類ごとに記載すること。

第11 単体自己資本比率の状況

第 年度（ 年 月 日現在）単体自己資本比率の状況

(単位：千円)

項 目	当 期 末		前 期 末	
		経 過 措 置 による不 算入額		経 過 措 置 による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る 組合員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される 引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置を 通じて発行された資本調達手段の額のうち、 経過措置によりコア資本に係る基礎項目 の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額(イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシ ング・ライセンスに係るもの以外の額				

繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額(ロ)				
自己資本				
自己資本の額（(イ)－(ロ)）(ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を 8 パーセントで除して得た額				

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150												
(うち右記以外のエクスポージャー)	100												
25 証券化	-												
(うちS T C要件適用分)	-												
(うち短期S T C要件適用分)	-												
(うち不良債権証券化適用分)	-												
(うちS T C・不良債権証券化適用対象外分)	-												
26 再証券化	-												
27 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-												
28 未決済取引	-	/	/	/	/		/	/	/	/	/		/

で記載する（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）。

- 9 項目1～27には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成25年3月8日金融庁・農林水産省告示第1号）附則第10条第2項の規定に係る額に限る。
- 10 「11 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
- 11 「13 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」には、「14 中堅中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85%のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。
- 12 「17 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。
- 13 「20 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。
- 14 「21 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。
- 15 「24 上記以外」の「（うち右記以外のエクスポージャー）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号。以下「告示」という。）において「右記以外のエクスポージャー」として、リスク・ウェイトを100%と定めているエクスポージャーを記載する。
- 16 「25 証券化」の「S T C要件適用分」は適格S T C要件を満たすエクスポージャー、「短期S T C要件適用分」は適格短期S T C要件を満たすエクスポージャー、「不良債権証券化適用分」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「S T C・不良債権証券化適用対象外分」は適格S T C、適格短期S T C及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。
- 17 「27 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。
- 18 「29 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」附則第10条第2項の規定に従いリスク・アセットの額に算入されなかった額（減算された額）を記載する。

（付表2）資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイトの区分	当 期 末				前 期 末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の 額及び 与信相 当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の 額及び 与信相 当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目			オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目		
1 40%未満								
2 40%～70%								
3 75%								
4 80%								
5 85%								
6 90%～100%								
7 105%～130%								
8 150%								
9 250%								
10 400%								
11 1250%								
12 その他								
合 計								

(注)

- 1 本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
- 2 本表の計数に含まれる「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
- 3 本表には、「(付表1) 信用リスク・アセット残高内訳表」の項番1「現金」から項番23「株式等」までに対応する計数を記載すること。
- 4 「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。
- 5 「オフ・バランス資産項目」の金額には、CCFを適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る

想定元本額を記載すること。

6 「CCFの加重平均値(%)」には、CCFを適用し信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランス資産項目の額で除して得た比率を記載する。

7 項目1～12には、信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分(完全実施ベース)に応じた額を記載する。

--

(付表3) オペレーショナル・リスク相当額内訳表
(単位：千円、件)

OR 3	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	当期末
1	B I C合計額 [2]+[3]+[4]	
2	告示第250条第1項第1号I L M又は告示第250条第1項第2号イ I L Mに対応するB I C	
3	告示第250条第1項第2号ロ I L M又は告示第250条第1項第3号 I L Mに対応するB I C	
4	告示第250条第1項第4号 I L M (保守的な見積値) に対応するB I C	
5	I L M加重平均値 $([2] \times [6] + [3] \times [7] + [4] \times [8]) \div [1]$	
6	告示第250条第1項第1号I L M又は告示第250条第1項第2号イ I L M	
7	告示第250条第1項第2号ロ I L M又は告示第250条第1項第3号 I L M	
8	告示第250条第1項第4号 I L M (保守的な見積値)	
9	オペレーショナル・リスク相当額 [1]×[5]	
10	オペレーショナル・リスク・アセットの額 [9]×12.5	

OR 2	B I Cの構成要素	当期末	前期末	前々期末
1	I L D C M i n [<u>A b s ([2] - [3])</u> ; 2.25%× <u>[4]</u>]+ <u>[5]</u>			

2	損失の 件数											
3	特殊損 失の総 額											
4	特殊損 失の件 数											
5	ネット の損失 の合計 額（特 殊損失 控除 後）											

その他	
-----	--

(注)

- 1 ILMの値は、小数点以下4位未満の端数があるときはこれを切り捨て、小数点以下4位まで記載する。
- 2 使用している計測方式に該当する表（OR2、OR1）及びOR3に記載する。
- 3 使用していない計測方式については記載を要しない（空欄）。
- 4 OR1において「損失の件数」が50件の場合は「50」と記載する（数字のみ。「特殊損失の件数」も同様。）。
- 5 OR1において直近5年以上10年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近10年間」を「直近5年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
- 6 OR2において、下線は直近3年間の平均値を示す。
- 7 OR3において、該当する値がない場合には空欄とする。なお、[7]告示第250条第1項第2号ロILM又は告示第250条第1項第3号ILMに該当する値は常に「1」とする。
- 8 「その他」は必要に応じて記載する。例えば、告示第256条に定めるILM（行政庁指定ILM）を利用する際には、その旨を記載する。

第12 自己査定結果等の状況

第 年度（ 年 月 日現在）自己査定結果等の状況

(記載上の注意)

- 1 各様式中の数値は、該当しない欄は「—」と、端数処理により正数を記載しない欄は「0」と記載すること。
- 2 各様式中の「信用事業」欄は、信用事業に係る総与信（貸出金、貸付有価証券、

各様式中の「信用事業以外」欄は、組合の全ての債権のうち信用事業以外の債権の分類内容について「信用事業」欄に準じて記載すること。

(単位：千円)

区 分		第Ⅰ分類			第Ⅱ分類			第Ⅲ分類			第Ⅳ分類		
		債権 残高	個別貸 倒引当 金残高	部 分 直 接 償 却 額	債権 残高	個別貸 倒引当 金残高	部 分 直 接 償 却 額	債権 残高	個別貸 倒引当 金残高	部 分 直 接 償 却 額	債権 残高	個別貸 倒引当 金残高	部 分 直 接 償 却 額
信用事業	正常先												
	要注意先												
		うち要 管理先											
	破綻懸 念先												
	実質破 綻先												
	破綻先												
	その他												
	計												
信用事業以外	正常先												
	要注意先												
		うち要 管理先											
	破綻懸 念先												
	実質破 綻先												
	破綻先												
	その他												
	計												
合計	正常先												
	要注意先												
	うち要 管理先												

破綻懸念先												
実質破綻先												
破綻先												
その他												
合計												

(記載上の注意)

- 「債権残高」欄は、部分直接償却（破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額することをいう。以下同じ。）実施後、個別貸倒引当処理前の債権残高を記載すること。
- 「信用事業」欄中の「その他」欄は、国、地方公共団体及び被管理金融機関（農水産業協同組合貯金保険法附則第7条第2項の認定が行われた系統金融機関をいう。）に対する債権、プロジェクトファイナンス等の債務者区分が不可能な債権に限り記載すること（以下「3 分類債権の引当・保全状況」及び「5 債務者区分別破綻先債権等の状況」において同じ。）。なお、例えば子会社等については、必ず債務者区分がなされることに留意すること。

2 要注意先債権等の内訳

(単位：千円)

区 分		金額(A)	(A)の保全状況		(A)の分類状況	
			担保等により 保全されている部分	担保等により 保全されていない部分	第Ⅰ分類	第Ⅱ分類
信用事業	要管理先債権					
	三月以上延滞先					
	貸出条件緩和先					
	その他					
信用事業以外	要管理先債権					
	三月以上延滞先					
	条件緩和先					
	その他					
	要管理先債権					

信用事業以外	正 常 先										
	要 注 意 先										
	うち要管理先										
	破綻懸念先										
	実質破綻先										
	破 綻 先										
	そ の 他										
	計										
合 計	正 常 先										
	要 注 意 先										
	うち要管理先										
	破綻懸念先										
	実質破綻先										
	破 綻 先										
	そ の 他										
	合 計										

4 破産更生債権等の状況

(単位：千円)

区 分		金 額	部分直接償却実施額
信用事業	破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権		
	危 険 債 権		
	三 月 以 上 延 滞 債 権		
	貸 出 条 件 緩 和 債 権		
	合 計		

(記載上の注意)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の定義は、第204条第1項第1号ホ(2)による。
- 「金額」欄は、部分直接償却を実施している組合にあっては実施後の金額を記載し、その実施額を「部分直接償却実施額」欄に記載すること。

5 債務者区分別破産更生債権等の状況

(単位：千円)

区 分		債 権	合 計	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	三月以上延滞債権	貸出条件緩和債権
	破 綻 先						
	実 質 破 綻 先						
	破 綻 懸 念 先						

信用事業	うち要管理先						
	要 注 意 先						
	正 常 先						
	そ の 他						
	合 計						

6 不良債権処分損の状況

(単位：千円)

区 分		金 額
信用事業	間 接 償 却 額	
	個 別 貸 倒 引 当 金 純 繰 入 額	
	債 権 売 却 損 失 引 当 金 純 繰 入 額	
	特 定 債 務 者 支 援 引 当 金 純 繰 入 額	
	そ の 他 の 引 当 金 純 繰 入 額	
	直 接 償 却 額	
	貸 出 金 償 却	
	債 権 売 却 損 等	
	うち一括売却（いわゆるバルクセル）による売却損	
	支 援 損	
	そ の 他	
	計	
	一 般 貸 倒 引 当 金 純 繰 入 額	
信用事業以外	間 接 償 却 額	
	うち個別貸倒引当金純繰入額	
	直 接 償 却 額	
	貸 倒 損 失	
	そ の 他	
	計	
合 計	一 般 貸 倒 引 当 金 純 繰 入 額	
	間 接 償 却 額	
	うち個別貸倒引当金純繰入額	
	直 接 償 却 額	
計	計	
	一 般 貸 倒 引 当 金 純 繰 入 額	

(記載上の注意)

「支援損」欄は、法的整理（会社更生、民事再生、清算、和議等）により切り捨てられる事となった部分、法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で切り捨てられることとなった部分等を記入すること。

第13 大口信用供与の状況

第 年度（ 年 月 日現在）大口信用供与の状況

同一人への信用供与等限度額	百万円：単体自己資本額（組合の単体自己資本比率計算上の自己資本額〔A〕	百万円）×25%
	百万円：連結自己資本額（組合の連結自己資本比率計算上の自己資本額〔B〕	百万円）×25%

			同一人自身への信用 供与等			左の同一人と特殊の関係にある者（受信合算対象者）への信用供与等									合 計 額		
			(取引先名)			(取引先名)			(取引先名)			(取引先名)					
			信用供 与等額	控除額	控除後 の額	信用供 与等額	控除額	控除後 の額	信用供 与等額	控除額	控除後 の額	信用供 与等額	控除額	控除後 の額	信用供 与等額	控除額	控除後 の額
与 信 側 の 合 算 信 用 供 与 等 総 額	組合の信用 供与等	コールローン															
		買現先															
		貸出金															
		債務保証見返															
		オフバランス取引（債務 の保証）															
		株式等															
		預金															
		債券貸借取引支払保証金															
		買入手形															
		買入金銭債権															
		商品有価証券															
		金銭の信託															
		社債等															
		外国為替															
		その他の信用事業資産															
		オフバランス取引コミッ トメント等)															
		派生商品取引															

(ア)／〔A〕
= ____ >25%
(ア)／〔B〕
= ____ >25%
(イ)／〔A〕
= ____ >25%

		オフバランス取引（証券化）															
		計			(ア)												(イ)
組合の子法人等の信用供与等〔名称〕		コールローン															
		買現先															
		貸出金															
		債務保証見返															
		オフバランス取引（債務の保証）															
		株式等															
		預金															
		債券貸借取引支払保証金															
		買入手形															
		買入金銭債権															
		商品有価証券															
		金銭の信託															
		社債等															
		外国為替															
		その他の信用事業資産															
		オフバランス取引（コミットメント等）															
		派生商品取引															
		オフバランス取引（証券化）															
		計															
合計額		コールローン															
		買現先															
		貸出金															
		債務保証見返															
		オフバランス取引（債務の保証）															
		株式等															

(イ)／[B]
= ____ >25%

預金															
債券貸借取引支払保証金															
買入手形															
買入金銭債権															
商品有価証券															
金銭の信託															
社債等															
外国為替															
その他の信用事業資産															(ウ)／〔A〕 ＝____>25%
オフバランス取引（コミットメント等）															(ウ)／〔B〕 ＝____>25%
派生商品取引															(エ)／〔A〕 ＝____>25%
オフバランス取引（証券化）															(エ)／〔B〕 ＝____>25%
計			(ウ)											(エ)	

(記載上の注意)

- 1 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第16条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上されるもの並びに同条第2項及び第4項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものの区分ごとに額を記入すること。
- 2 同一人自身への信用供与等先ごとに、(ア)与信・受信各単体、(イ)与信単体・受信合算、(ウ)与信合算・受信単体、(エ)与信合算・受信合算のそれぞれの合計額を〔A〕組合単体自己資本額及び〔B〕連結自己資本額で除した数（%）を右端の各式に記入し、いずれか1つでも与信供与等限度額を超えるものについて提出すること。
- 3 本様式において、「与信側の合算信用供与等総額」の記入欄のうち「組合の子法人等の信用供与等〔名称〕」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。
- 4 本様式において、「左の同一人と特殊の関係にある者（受信合算対象者）への信用供与等」の記入欄のうち「(取引先名)」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。

第14 自己資本の基準の状況

(単位：千円、%)

項	目	金額又は比率
自己資本の額 ①		
有形固定資産（減価償却累計額を除く。）及び無形固定資産の額の合計額（資産除去債務相当資産を除く。） ②		
設備借入金その他の借入金の額 ③		
リース債務の額 ④		
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額 ⑤		
規制対象固定資産の額 ⑥（②－③－④－⑤）		
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。） ⑦		
うち農業協同組合連合会への払込済出資金 ⑧		
うち農林中央金庫への払込済出資金 ⑨		
うち農業信用基金協会への払込済出資金 ⑩		
規制対象外部出資の額 ⑪（⑦－⑧－⑨－⑩）		
自己資本不足額 ⑫（⑥＋⑪－①）		
比率 ⑬（①／（⑥＋⑪）×100）		

（記載上の注意）

- この表には、令第29条の規定に基づく自己資本の基準の状況を記載すること。
- 「自己資本の額」欄は、第201条第1項に規定する自己資本の額を記載すること。
- 「外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く。）」欄は、貸借対照表に計上した外部出資の額から、第201条第3項各号に掲げる額の合計額を減じて得た額を記載すること。

第15 員外利用の状況

1 信用事業

(1) 貯金等

(単位：千円、%)

	組合員の当期平均残高 (A)	組合員以外の当期平均残高 (B)	員外利用割合の比率 $(B)/(A) \times 100$
貯金等			

(記載上の注意)

- 「組合員の当期平均残高」欄は、法第10条第22項の規定により組合員とみなされる者から受け入れた貯金等を含めた額の当期平均残高を記載すること。
- 「員外利用割合の比率」欄は、小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位までを記載すること。

(2) 貸出金

(単位：千円、%)

	組合員の当期平均残高 (A)	組合員以外の当期平均残高 (B)	員外利用割合の比率 $(B)/(A) \times 100$
貸出金			

(記載上の注意)

- 「組合員の当期平均残高」欄は、法第10条第22項の規定により組合員とみなされる者への貸出金の額を含めた額の当期平均残高を記載すること。
- 「組合員以外の当期平均残高」欄は、法第10条第20項各号に規定する貸付けを除いた額の当期平均残高を記載すること。
- 「員外利用割合の比率」欄は、小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位までを記載すること。
- 法第10条第18項の規定による指定を受けている組合については、「組合員の当期平均残高」欄中「当期平均残高」とあるのは、「貯金等合計額の当期平均残高」とする。

2 共済事業

(単位：千円、%)

	当期組合員からの受入共済掛金(A)	当期組合員以外からの受入共済掛金 (B)	員外利用割合の比率 $(B)/(A) \times 100$
共済事業			

(記載上の注意)

- 「当期組合員からの受入共済掛金」欄は、法第10条第22項に規定する組合員とみなすものからの受入共済掛金を含めた額を記載すること。

2 「員外利用割合の比率」欄は、小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位までを記載すること。

3 購買事業

(単位：千円、%)

	当期組合員利用高 (A)	当期組合員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 $(B)/(A) \times 100$
購買事業			

(記載上の注意)

「員外利用割合の比率」欄は、小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位までを記載すること。

4 販売事業

(単位：千円、%)

	当期組合員利用高 (A)	当期組合員以外利用高 (B)	員外利用割合の比率 $(B)/(A) \times 100$
販売事業			

(記載上の注意)

「員外利用割合の比率」欄は、小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位までを記載すること。

第16 監査報告

(記載上の注意)

法第26条第5項の規定に基づき、監事から提出された監査報告の写しを添付すること。